「医療の質と医療安全」

　　　　　　　　　　　　　　　　　公立藤岡総合病院院長　石崎政利

1999年に起こった患者取り違え事故や薬剤取り違え事故は社会に大きな衝撃を与え、医療への信頼が大きく揺らぎました。その後も医療事故の報道があるたびに、医療者に対する目は厳しくなり、今まさに医療の質と医療安全の在り方が問われております。

近年、医療の進歩はめざましく、医療技術は高度かつ複雑になり、多くの専門職が役割を分担しながら連携してかかわるようになってきました。医療はもともと不確実性が高い分野ですが、医療現場では医療事故の危険性がますます高くなってきています。一端医療事故が起こると、解決するまで患者・医療者の双方の疲弊は計り知れません。従って医療事故を未然に防ぐために、個人の努力と共にシステムとして医療安全を確立していかなければなりません。

病院には多様な職種の人々が働いています。医療安全を進めるうえで、それぞれの部署で安全文化を醸成し質の高い医療を提供することが求められます。また、医療に携わる者の責務として、多職種が協同で医療安全に取り組まなければなりません。

本年6月18日に医療介護総合確保支援法の成立とともに、診療行為に関連した予期せぬ死亡を第3者機関に届け出る医療事故調査制度が平成27年10月からスタートすることになりました。医療者はこの制度が創設された背景を考え、社会が求める医療安全を認識することが必要です。